

平成23年 第2回
福岡県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）

会議録【7月28日】

目次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	1
議事日程・会議に付した事件	1
開会・開議	2
日程第1 仮議席の指定	2
日程第2 広域連合長あいさつ	3
日程第3 選挙第1号 議長の選挙	4
日程第4 会議録署名議員の指名	5
日程第5 諸般の報告	5
日程第6 議席の指定	6
日程第7 会期の決定	6
日程第8 選挙第2号 副議長の選挙	6
日程第9 選挙第3号 選挙管理委員及び補充員の選挙	7
日程第10 一般質問	7
日程第11 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて 承認第2号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に 関する条例の一部を改正する条例	15
日程第12 議案第7号 平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般 会計歳入歳出決算	16
日程第13 議案第8号 平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期 高齢者医療特別会計歳入歳出決算	16
日程第14 同意第1号 副広域連合長の選任について	19
日程第15 同意第2号 監査委員の選任について	20
同意第3号 監査委員の選任について	20
日程第16 請願第2号 後期高齢者医療制度に関する請願	21
閉会	23
会議録署名	24

日時・場所

平成23年7月28日(木) 14時00分

ホテルレガロ福岡(福岡市博多区千代一丁目20番31号)

出席議員(24名)

1番 戸町 武弘	13番 中村 征一	22番 有吉 哲信
2番 森本 由美	14番 植木 光治	24番 松本 嶺男
3番 柳井 誠	16番 松下 俊男	25番 中村 隆光
7番 古賀 道雄	17番 藤田 陽三	26番 三浦 正
9番 兼本 鉄夫	18番 井上 澄和	27番 進藤 啓一
10番 伊藤 信勝	19番 井本 宗司	28番 曾宮 良壽
11番 金子 健次	20番 花田 利和	29番 柴田 好輝
12番 三田村 統之	21番 小山 達生	32番 安丸 国勝

欠席議員(10名)

4番 大森 一馬	15番 八並 康一	31番 田頭 喜久己
5番 松野 隆	23番 森田 俊介	33番 永原 譲二
6番 調 崇志	30番 井上 利一	34番 新川 久三
8番 原口 新五		

説明員

広域連合長 檜原 利則、事務局長 國武 三歳、会計管理者 高倉 繁生、
監査委員 有村 康博、事務局次長 浅田 俊一、
医療費適正化等担当次長 大橋 裕明、総務課長 渡辺 善治、
事業課長 渡辺 康弘、総務課課長 大村 敏博、事業課課長 石橋 進次

議事補助員

書記長 渡辺 善治、書記 川崎 聡子、書記 深町 和広

議事日程・会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定
日程第2 広域連合長あいさつ
日程第3 選挙第1号 議長の選挙
日程第4 会議録署名議員の指名
日程第5 諸般の報告
日程第6 議席の指定

- 日程第 7 会期の決定
- 日程第 8 選挙第 2 号 副議長の選挙
- 日程第 9 選挙第 3 号 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第 10 一般質問
- 日程第 11 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて
承認第 2 号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 7 号 平成 22 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
- 日程第 13 議案第 8 号 平成 22 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 14 同意第 1 号 副広域連合長の選任について
- 日程第 15 同意第 2 号 監査委員の選任について
同意第 3 号 監査委員の選任について
- 日程第 16 請願第 2 号 後期高齢者医療制度に関する請願

開会・開議（14 時 00 分）

事務局長（國武 三歳）ただいま定刻となりましたので、議会の開会に当たり、議員の皆様へ申し上げます。事務局長の國武と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、広域連合議員の改選後、最初の議会でございますので、議長の選挙までは、地方自治法第 107 条の規定によりまして、年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。

本日の出席議員中、年長の議員は、鞍手町の柴田好輝議員でございますので、柴田議員に臨時議長をお願いいたします。

それでは、柴田議員、議長席へお願いいたします。

臨時議長（柴田 好輝）鞍手町の柴田でございます。規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、平成 23 年第 2 回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

現在の出席議員数は、24 名です。議員定数は 34 名で、定足数は 17 名です。

よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 仮議席の指定

臨時議長（柴田 好輝）日程第 1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいまご着席いただいております席を指定いたします。

日程第2 広域連合長あいさつ

臨時議長（柴田 好輝）次に、日程第2「広域連合長あいさつ」です。広域連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

榎原広域連合長。

広域連合長（榎原 利則）皆様こんにちは。広域連合長の榎原でございます。

広域連合議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、広域連合議員定数に関する規約の本則施行後、初めての議会となります。

議員の皆様におかれましては、公務ご多忙にもかかわらずお集まりをいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、後期高齢者医療制度は、平成20年4月に施行以来、4年目を迎えたところでございます。昨年度は、保険料率改定や被保険者証の一斉更新など、初めての業務もありましたが、大きな混乱もなく円滑な取組みができたのではないかと考えております。

これもひとえに、議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様のご理解とご協力の賜物と、心から感謝を申し上げます。

特に、昨年度は、保険料の収納率が99%となりまして、予定収納率の98.6%、さらには、前年度の98.8%をも上回ることができました。

さらに、昨年8月から運用しております、短期被保険者証の交付件数は、発行後の納付相談などの取組によりまして、本年6月現在では、運用当初の半数以下に減少しております。

これらは、各市町村の皆様方に、ともに熱心に取り組んでいただいた結果だと受け止めております。重ねて御礼申し上げます。

しかし一方では、国において、現行の制度は廃止し、新たな高齢者医療制度へと移行する方針が示されており、現在、法案化に向け、知事会など自治体関係者を含めて、具体的な内容の協議が進められている状況でございます。

当初の予定では、平成25年2月末に現行制度を廃止するとの考えが示されましたが、高齢者の負担増に対する与党内での反対や、東日本大震災の影響等もあり、さらには、「社会保障と税の一体改革」との取扱いとも関連して、高齢者医療制度の先行きは、まだまだ不透明な状況であります。

今後、国の動向を注視するとともに、新しい制度がより良いものとなるよう、必要に応じた要望活動等を行ってまいりたいと考えております。

このような状況ではありますが、当広域連合の役割は、現行制度が続く限り、円滑で安定した運営に取り組むことでございます。

特に、今年度は、平成24・25年度の保険料率の改定作業を行う予定でございますが、保険料率算定のベースとなります、本県の後期高齢者一人当たりの医療費は、8年連続全国一となっております。

当広域連合といたしましては、「健康長寿医療計画」に基づき、医療費適正化の事業を進めるなど、できるだけ早期の全国一の返上に取り組みたいと考えております。

こうした課題への対応を含めまして、被保険者の皆様が安心して医療を受けていただくことができるよう、さらには、被保険者の皆様の健康づくりが進みますよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

このため、これまで以上に構成市町村をはじめ、福岡県及び関係機関との連携を深めつつ、住民の皆様のご意見をお聞きしながら、制度の効率的な運営に努めてまいり所存でございます。

今後とも、議員の皆様をはじめ関係の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

本日の定例会に提出しております議案であります。はじめに、国の法改正に伴い、専決処分をさせていただきました条例議案 1 件についてご報告し、皆様の承認を賜りたいと存じます。

また、平成 22 年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算認定議案並びに、副広域連合長の選任議案及び監査委員の選任議案 2 件を提出させていただいております。

後ほど個別に提案理由及び内容の説明をさせていただきますが、議員の皆様におかれましては、なにとぞ、慎重なるご審議をいただき、各議案につきまして、満場のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

臨時議長（柴田 好輝）ありがとうございました。

日程第 3 選挙第 1 号 議長の選挙

臨時議長（柴田 好輝）続いて、日程第 3、選挙第 1 号「議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選としたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

臨時議長（柴田 好輝）異議なしと認めます。よって、議長選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

被指名者を指名する議員を、臨時議長において指名することとしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

臨時議長（柴田 好輝）異議なしと認めます。よって、被指名者を指名する議員を、臨時議長において指名することに決定いたしました。

被指名者を指名する議員に、32 番、安丸国勝議員を指名いたします。

32番、安丸国勝議員。

32番(安丸 国勝) それでは、指名を申し上げます。福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長に、岡垣町議会の議長であります、28番、曾宮良壽議員を指名いたします。

臨時議長(柴田 好輝)お諮りします。ただいま指名されました曾宮良壽議員を、議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

臨時議長(柴田 好輝)異議なしと認めます。よって、曾宮良壽議員が議長に当選されました。曾宮議員が議長におられますので、本席から当選の告知をいたします。

臨時議長(柴田 好輝) それでは、曾宮議長に、就任のごあいさつをお願いします。

28番(曾宮 良壽) ただいま議長に推挙賜りました岡垣町の曾宮でございます。

このたび、議長という要職に就かせていただくこととなり、今後、議員の皆様方のご協力をいただきながら、この広域連合議会が住民の負託に応えることができるよう、また、本議会の運営を十分円滑に行っていくよう、努めてまいります所存でございます。

議員の皆様方のご支援とご協力を重ねてお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

臨時議長(柴田 好輝) ありがとうございます。以上をもちまして、臨時議長の職務を終わらせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

それでは、曾宮議長、議長席をお願いいたします。

議長(曾宮 良壽) 議事日程として、「第1号の追加1」をお手元に配付のとおり追加いたします。ご了承ください。

日程第4 会議録署名議員の指名

議長(曾宮 良壽) それでは、日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、1番、戸町武弘議員、26番、三浦正議員を指名いたします。

日程第5 諸般の報告

議長(曾宮 良壽) 次に、日程第5「諸般の報告」を行います。

まず、例月出納検査及び定期監査の結果報告です。監査委員からお手元に配付のとおり、「平成22年12月から平成23年5月までの例月出納検査の報告」及び「平成22年4月から平成23年3月までの定期監査の報告」がおりますので、報告いたします。

次に、本日、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長及びその他の関係職員の出席を求めましたので、報告いたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日程第6 議席の指定

議長（曾宮 良壽）次に、日程第6「議席の指定」を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、現在ご着席の席をもって議席といたします。

日程第7 会期の決定

議長（曾宮 良壽）次に、日程第7「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定をしました。

日程第8 選挙第2号 副議長の選挙

議長（曾宮 良壽）次に、日程第8、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（曾宮 良壽）異議なしと認めます。よって、副議長選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。

指名方法については、議長において指名することとしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（曾宮 良壽）異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、宗像市議会副議長であります、20番、花田利和議員を指名いたします。

お諮りします。

花田利和議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（曾宮 良壽）異議なしと認めます。よって、花田利和議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、花田議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

花田副議長に、就任のごあいさつをお願いします。

20番（花田 利和）ただいま副議長に推挙していただきました宗像市の花田でございます。

今後、広域連合が担う高齢者医療制度の安定運営に向けて、曾宮議長を支え、また、力を合わせながら、本議会の円滑な運営に努めてまいりますので、どうか、議員の皆様方のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、就任のあいさつにさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（曾宮 良壽）ありがとうございました。

日程第9 選挙第3号 選挙管理委員及び補充員の選挙

議長（曾宮 良壽）次に、日程第9、選挙第3号「選挙管理委員及び補充員の選挙」です。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選としたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（曾宮 良壽）異議なしと認めます。よって、選挙管理委員及び補充員の選挙方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名方法につきましては、議長において指名することとしたいと存じます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（曾宮 良壽）異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、平塚克則氏 現久留米市選挙管理委員、桑名雅弘氏 現豊前市選挙管理委員、廣松碧氏 現大木町選挙管理委員、魚住聖氏 現苅田町選挙管理委員を指名いたします。

補充員に、市丸宗雄氏 現糸島市選挙管理委員、井手忠氏 現八女市選挙管理委員、青柳直文氏 現那珂川町選挙管理委員、坂本俊二氏 現桂川町補充員を指名いたします。補充の順序は、市と町村ごとに今、申しあげました順序としたいと存じます。

なお、いずれの被指名者も所属政党等はありません。

お諮りします。

ただいま指名いたしました方々を、選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が選挙管理委員及び補充員に当選されました。

日程第10 一般質問

議長（曾宮 良壽）次に、日程第10「一般質問」を行います。

質問の回数は、会議規則第57条の規定により、同一議員につき3回までです。

再質問を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。また、質問の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、15分以内といたしますので、ご了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

3番、柳井誠議員。

3番(柳井 誠) みなさん、こんにちは。北九州市選出の柳井誠でございます。ただいまより一般質問をさせていただきます。

最初に、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める本広域連合としての政府への意見表明について伺います。

政府の高齢者医療制度改革会議の答申では、第1段階で現行の市町村国保とは別勘定の都道府県単位の制度をつくり、大多数の高齢者をその制度に加入させるとしております。また、高齢者に医療費の1割相当を負担させた上、高齢者人口の割合が増え、医療費が増えるにつれて保険料を値上げする制度設計となっております。試算では、75歳以上の高齢者の保険料は、15年後には1.5倍に増加すること、さらに他の保険に加入する全ての世代の保険料も同じように上がり、国の負担だけが抑えられること、70歳から74歳までの高齢者の窓口1割負担が新制度導入後に2割に上がることなどが盛り込まれております。装いは新たな制度に変わっても、中身は後期高齢者医療制度の根幹を温存した制度になる見通しです。

新たな制度は、国民皆保険制度に対する国の責任を放棄し、地方自治体に負担と責任を押し付け、生存権の保障を大幅に後退させ、地域間の医療格差を拡大させることが懸念されると思います。本広域連合として、政権公約である後期高齢者医療制度のすみやかな廃止と、これらの問題点について政府に見直しをもとめ、意見を述べるべきではないか、と考えますが見解を求めます。

次に、福岡県から本広域連合への財政支援について伺います。この間、本広域連合への福岡県からの財政支援、具体的には健診の財政措置がされていないことについて、繰り返し県への要請がされてきました。議会質問への答弁では、県へ強く働きかけ、要請の回答時期について改めて検討・協議するとなっております。

福岡県後期高齢者医療では、福岡県と両政令市の意向を受けて、本制度加入を、前期高齢者の重度障害者医療適用の条件としている都道府県の一つでありまして、このことにより、全国比較ではより医療給付費が重くなっていると考えられます。

この点も強調した上で、福岡県には正面から協議を行うべきですが、県の対応について具体的に説明を求めます。

次に、資格証明書と短期保険証発行について伺います。

第1に短期保険証発行についてです。

本広域連合では昨年5月に作成された取扱要綱をもとに納付相談の機会を増やすことを理由に、平成22年8月1日付けで5,522名、今年6月1日付けで2,775

名の短期保険証が発行されております。今後、長期滞納者の状況を把握する体制が必要であると考えますが、広域連合としての今後の対応についての見解を求めます。

第2に、資格証明書についてです。

2009年10月の国の通達の考え方に沿って、納付状況のほか、収入等の状況、医療機関への受診状況、さらに市町村への納付相談、納付指導の結果などを十分に考慮して、適切に対応したい、との広域連合の見解であります。国の通達は必要な医療を受ける機会が損なわれないように原則として交付しないことを基本方針としております。その後、今年3月30日付けで本広域連合における取扱要綱が決まりました。しかし、取扱要綱には、通達及びこの間の答弁の趣旨が十分反映されているとは思われません。そこで、以上述べたことを前提として、必要な医療機会を損なわないための運用について答弁を求めます。また、滞納者が悪質かどうかの判断、特別の事情の把握については、臨戸訪問によってしか判断ができないと考えますが、市町村の少ない体制でどのように進めるのかあわせて答弁を求めます。

次に、後期高齢者健診について伺います。

2月7日、厚生労働省から都道府県後期高齢者医療広域連合あてに「健康診査受診率向上計画の策定について」という通知が出されました。これは、被保険者に占める受診率が平成21年度実績22%、これは平成19年度の老人保健制度における基本健診受診率を下回っていることを問題にしたものです。福岡県の場合は平成19年度15%で約78,000人です。本広域連合では対象者を被保険者の3分の1に絞り込んだ上で予算措置は対象者の50%とし、その実績は、平成20年度受診率14.9%、22,966人、平成21年度16.9%、26,758人、平成22年度16.0%、26,131人、平成23年度見込みで23.3%、40,100人としております。この低い実績は、生活習慣病の早期発見により、適切に医療につなげて重症化を予防する観点があるのかどうか問われております。そこで伺います。

第1に、平成22年度の目標と実績について厚生労働省通知の立場から総括を求めます。

第2に、政府の予算措置受診率27%と本広域連合の予算目標の23.3%の格差についてです。通知では、取組例として、市区町村とともに受診率向上について協議する場を設け、地域の実情にあった未受診者勧奨の実施方法の検討・実施などが示されております。市町村とどのような目標設定を協議したのか、今後どうするのか、説明を求めます。

第3に、窓口負担500円の無料化を含む軽減を求めます。

本広域連合の低い受診率は、窓口負担が基本的な原因の1つとなっていると考えております。そのために苅田町では一般財源から負担する事業をはじめており、平成22年度では受診率は28.3%になりましたが、広域連合としてこの効果を検証すべきではないでしょうか。広域連合の予算として、500円を全額無料にした場合、約2千万円、

一部軽減することも考えられます。政府の通知をふまえて抜本的対策として軽減措置を導入すべきです。答弁を求めます。

第4に、慢性腎臓病（CKD）予防連携システムの導入を求めます。

慢性腎臓病は重症化すると人工透析が必要となり、年間一人600万円の医療費になります。北九州市の国保の人工透析件数は平成11年度から平成19年度までの8年間で約1.5倍に増加して、平成20年度の人工透析に要した医療費は約46億7千万円、全体の医療費の約5%を占めるようになりました。こうした中で北九州市では今年度から、特定健診結果通知表に腎臓の働きを表す推算糸球体濾過量の値を記載し、かかりつけ医を核にして、特定健診から保健指導、専門医療までを一体的につなぐ慢性腎臓病予防連携システムを政令市で初めて導入しております。本広域連合においても導入価値が十分にあると考えますが、同様のシステム導入ができないか、今後検討できないのか見解を求めます。

最後に、後期高齢者医療制度の広報について伺います。

第1に、保険料条例減免、窓口一部負担金減免猶予の周知の弱さについてです。本広域連合では、制度解説のパンフレットを毎年すべての被保険者に送付しております。しかし、その内容は、保険料減免については1号の災害減免、3号の所得減少のみの案内で不十分です。所得減少の内容、減免率の説明も不十分です。平成22年度の条例減免実績は、災害236件281万円、死亡・所得減少・不作193件2,150万円、生活保護360件248万円、合計789件2,680万円ですが、これは平成21年度の北九州市国保の所得減少の条例減免件数4,081件、3億5,270万円に比べても異常に低いと言えます。

減免要件のある被保険者が理解できないまま未申請になっているのではないのでしょうか。広域連合としての見解を求めます。あわせてパンフレットの解説の充実を求めます。答弁を求めます。

また、一部負担金減免猶予制度については、読んだだけでは、なかなか理解できない記述となっております。改善を求め、これも答弁を求めます。

第2に、市町村の独自の広報の格差についてです。市町村の広報誌では、それぞれ後期高齢者医療制度の保険料等について記事が掲載されていますが、その分量と内容はばらつきがあります。例えば北九州市と福岡市の7月1日号を比較すると記事の分量と内容共に福岡市が充実しております。北海道の話ですが、北海道広域連合の釧路市の広報誌7月号ではタブロイド版1ページの3分の2を使って、保険証更新、減額認定証更新、高額療養費、一部負担金減免猶予のお知らせをしております。こうした広報は、広域連合議会議員の我々の役割でもあるわけですが、本広域連合も、市町村の広報を点検し、充実させる指導をすべきではないかと考えます。答弁を求め、以上で私の最初の質問を終わります。

議長（曾宮 良壽） 檜原広域連合長。

広域連合長（榎原 利則）柳井誠議員のご質問にお答えいたします。1項目目の後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める本広域連合の政府への意見表明についてのご質問でございますが、新たな高齢者医療制度につきましては、厚生労働大臣主宰の「高齢者医療制度改革会議」におきまして、昨年12月に「最終とりまとめ」が出されております。

ここでは、1点目が「後期高齢者医療制度は廃止をし、現役世代と同様の保険制度に加入する」とした上で、「現行制度の利点はできる限り維持し、より良い制度を目指す」、また、2点目には「国民健康保険の財政運営の都道府県単位化を実現し、安定的かつ持続的な運営を確保する」などの基本的な方向が示されております。

現在は、この「最終とりまとめ」の趣旨に沿って、関係者間の調整と、法案化の準備が進められていると伺っております。

最終的な制度の構築は、国において行われるものでありますが、本広域連合としては、新しい制度が、「現行制度の課題を解消し、公平で分かりやすく、幅広い国民の納得と信頼を得られる制度」となるよう、国の動向を注視し、適宜、適切な要望活動を行ってまいりたいと考えております。

なお、新しい制度が運用されるまでは、当然、現行制度が継続されるものと考えておりますので、本広域連合としては、制度の円滑かつ安定的な運営に向けて、今後も引き続き、努力していきたいと考えております。

ご質問の2項目目の福岡県から本広域連合への財政支援について以降につきましては、事務局長等で回答をさせていただきます。

議長（曾宮 良壽）國武事務局長。

事務局長（國武 三歳）事務局長の國武でございます。まず2項目目、福岡県から本広域連合への財政支援についてお答えをいたします。

福岡県後期高齢者医療制度の運営を担います、広域連合の事務的経費は、基本的には、構成市町村の負担により賄うこととなっております。

一方、県においては、法定の負担のほか、制度運営全般への助言や市町村への指導等を担っていただいております、広域連合でも必要に応じて県と連携をしながら、課題の解決に努めております。

広域連合から県に対する財政的支援の要望につきましては、被保険者の負担軽減を目的に、あるいは市町村の厳しい財政状況を背景に、毎年、健康診査事業や人件費等の運営経費の補助等を求める要望書を提出しております。

本年度も、医療費適正化及び保険料率改定に関する支援、運営経費の補助について要望をしております。

県からの回答としては、文書ではいただいておりますが、基本的には運営に関する助言等のほか、人的支援、医療費適正化や広報の協力などを行っていただいております。また、健診等への財政的支援は難しいようですが、これに限らず、幅広い支援

と協力を進めるとの考えを伺っております。

今後とも、引き続き、安定的な運営に向けた要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、3項目目、短期保険証・資格証明書発行について。

まず短期被保険者証の運用についてお答えをいたします。

8月1日で更新を迎える短期被保険者証の交付者に対しましては、現在、市町村の窓口において、納付相談等を実施していただいております。

長期滞納者の状況につきましては、こうした市町村の窓口での納付相談等により、個別に把握することになりますが、本広域連合では、例えば所得階層による滞納者の状況分析等を電算システムにより把握することとしております。

また、今後の滞納対策につきましては、徴収事務を担当する各市町村におきまして、滞納の初期の段階から、きめ細かな収納対策が実施されるよう、市町村の研修や指導を担当する福岡県とも連携して、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、資格証明書についてでございます。

当広域連合では、被保険者間の負担の公平性などの観点から、資格証明書は必要なものだと考えております。

その運用にあたりましては、厚生労働省が示している運用に関する考え方に沿って、滞納状況のほか、収入等の状況、医療機関への受診の状況、さらに市町村の納付相談、納付指導の結果なども十分に考慮し、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、市町村におきましては、短期被保険者証を活用しながら、滞納者との接触の機会を十分に図り、個々の事情を把握することとしております。これによりまして資格証明書の交付に至らないように努力をしてみたいと考えているところでございます。

4項目目の健康診査につきましては、事務局次長からお答えいたします。

5項目目の後期高齢者医療制度の広報についてでございます。

まず、保険料条例減免、一部負担金減免猶予の周知についてでございます。

保険料の減免制度につきましては、毎年、すべての被保険者に送付するリーフレットにおいて周知を図り、市町村窓口への相談等呼びかけているところです。しかしながら、具体的な基準など、制度の詳細については分かりにくい面がございます。このため、今後は可能な限り解説を加えるなど、改善充実に努めてまいりたいと考えております。

一部負担金減免猶予制度についても同様でございます。今後は、より被保険者に理解を得られやすい表現について検討し、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

2番目の市町村広報についてでございます。

市町村広報紙での広報を依頼する際には、広域連合からモデルとなる記事の内容を提示し、できるだけ分かりやすい形での掲載をお願いしております。しかしながら、市町村によっては、記事の量、あるいは紙面の都合によりまして、簡潔な内容になっている

ところもあるのは承知をしております。

このため、記事には必ず市町村担当課や広域連合の問合せ先を記載することとしておりまして、窓口での対応やお問合せセンターでの相談等により、適切な対応に努めております。

今後とも、広域連合としましては、市町村の広報の状況把握に努めるとともに、市町村と連携して、掲載内容の工夫等に努めるなど、分かりやすい制度の広報に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（曾宮 良壽）浅田事務局次長。

事務局次長（浅田 俊一）私のほうから4項目目の健康診査についてお答えさせていただきます。後期高齢者医療制度における健康診査につきましては、生活習慣病の早期発見により、適切に医療につなげて重症化を予防する観点から重要であると認識しております。

平成22年度におきましては、受診者数38,355人、受診率22.9%と予算編成時に見込んでおりましたが、実績は、受診者数26,131人、受診率16%となっております。

また、平成19年度の老人保健制度における福岡県の基本健康診査受診率は、15%であり、1%上回っておりますが、予算編成時の見込を下回っており、今後とも、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成23年度の受診見込23.3%についてでございます。これは、広域連合で総括的に設定したもので、目標に関して市町村との協議は行っておりません。しかしながら、予算編成時には、市町村の集団健診との同時実施等について呼びかけを行っており、現在16市町村において同時実施しております。

また、そのほかにも、受診率向上のため、受診券送付にあわせて、啓発資料を同封するとともに、市町村の広報紙やポスター、広域連合ホームページ等を活用し、制度の周知を図っているところでございます。

次に、健康診査の一部負担金につきましては、健康診査に係る財源が保険料であるため、生活習慣病で病院等に受診されている方など健診対象者とならない方と、受診する方との公平を図るために負担していただいております。

なお、国庫補助の設定では、課税世帯3割・非課税世帯1割を費用徴収基準額とし、その範囲内で自己負担額を定めることとされているため、自己負担額は健診費用の1割程度を想定して500円と設定しております。

次に、慢性腎臓病予防連携システム導入についてであります。効果的な健診制度の実現には、受診率の向上は不可欠であり、そのためには、魅力ある健診制度への見直しと、必要な方が必要な健診を受診できる環境の整備が必要であると考えております。

ご提案の慢性腎臓病予防システムにつきましても、魅力的な健診づくりに有用なシス

テムであると思われませんが、県下でも初めての試みでありますので、北九州市の状況や成果等を伺うとともに、構成市町村のご意見等もお聞きしながら、今後研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（曾宮 良壽）3番、柳井誠議員。

3番（柳井 誠）それでは、2回目の質問をさせていただきます。連合長に、これは私からの意見であります。今の政権公約で後期高齢者医療の廃止という方向が打ち出されたその最大の理由は、高齢者をそれ以外の世代から切り離して、格差のある医療を行うこと、それ自体が問われ続けてきたわけであり。それが廃止に向かう大きな理由だと思えます。それで私は、これがなお実施するという点については異議を持っていくわけですが、この点を九州の連合長会議もあると思えますので、医療制度の基本の問題としてぜひ議論して問題提起をしていただきたい、ということ強く要望しておきたいと思えます。

それから、短期保険証の発行に関してですが、実はこの短期保険証の発行は極めて多い数であります。それで、半分がその後、長期保険証に変わったとはいえ、半分の実態は十分つかめていないのではないかとということが大きな問題です。その点、市町村とはどのような連携を取っているのか質問いたします。

最後に減免要件があるのに十分条例減免申請できていない実態について、未申請のまま不利益を被っているのではないかと、ということで問題提起いたしました。所得減少の条例減免の適用件数と、私が例に出した北九州市の国保の条例減免の実績数値と、1桁格差があることについて、改めて改善すべきではないかという立場で見解を求めます。

議長（曾宮 良壽）國武事務局長。

事務局長（國武 三歳）短期被保険者証についてのお尋ねですけれども、全国の中でも短期被保険者証の交付が多いという状況がございますけれども、当広域連合では平成22年度から短期被保険者証の交付を開始しております。また、短期被保険者証の運用のあり方、あるいは保険料率等が交付数等にも影響しているものと考えられます。ただこれも始めたばかりでございますので交付状況については、さらに分析を継続してまいりたいと思っております。また市町村との連携でございますが、これは市町村のほうで短期被保険者証の交付者に対して、きめ細やかな納付相談をしていただくわけでございます。また広域連合のほうでも分析等で必要な取り組みに努めながら収納率の確保あるいは短期被保険者証の減少に努力してまいりたいと考えているところでございます。

それから、減免の状況についてのお尋ねがありました。保険料の減免につきましては被保険者の個々のケースにきめ細やかに対応するために、リーフレットなどにおいても市町村の担当窓口にご相談いただくようお願いをしているところでございます。従いまして、ご相談していただきました場合には、一定、適切な対応が取れているのではないかと考えております。しかしながら具体的な影響までは、例えば、高齢者の方は年金

収入の方が多数でございます。国保とは一概に比較しにくいという面もあると考えますし、実際に比較検証したデータは持ち得ていないというのが現状でございます。いずれにしましても被保険者が理解しやすいような表現について、あるいは広報について検討し、制度の周知ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（柳井 誠）質問を終わります。

議長（曾宮 良壽）通告のございました質問は以上ですので、これにて一般質問を終わります。

日程第11 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて

承認第2号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例

議長（曾宮 良壽）次に、日程第11、専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて、承認第2号「福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。國武事務局長。

事務局長（國武 三歳）それでは、承認第2号をご説明いたします。議案をご覧願います。目次の次を開いていただきまして1ページ目をお願いいたします。

承認第2号、「福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の専決処分についてご説明いたします。

地方自治法の規定により、2ページのとおり専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるとでございます。

理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、一定の要件を満たす非常勤職員について、育児休業等が取得できるようになったため、本広域連合の条例について、所要の改正を行うものでございます。

なお、法改正の施行日が平成23年4月1日であることから、議会を招集する時間的な余裕がなかったため、専決処分をしたものでございます。

3ページから5ページは 条例の改正内容であります。

主な改正内容でございますが、第2条では育児休業を取得することができる非常勤職員の要件を定め、第2条の2では、当該非常勤職員が育児休業できる期間を定めております。

6ページから11ページは 新旧対照表でございます。

以上、承認第2号の専決処分についての説明を終わります。

議長（曾宮 良壽）承認第2号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

お諮りします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(曾宮 良壽)異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第12 議案第7号 平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算

日程第13 議案第8号 平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議長(曾宮 良壽)次に、日程第12、議案第7号「平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」から、日程第13、議案第8号「平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」までの2件を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。國武事務局長。

事務局長(國武 三歳)議案第7号と議案第8号を併せてご説明いたします。始めに、平成22年度一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

別冊の決算関係の議案書、平成22年度一般会計決算関係、後期高齢者医療特別会計決算関係をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

議案第7号「平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」でございませぬ。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度一般会計の決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付し、あわせて同条第5項の規定により平成22年度における主要な施策の成果を説明する書類等を提出するものでございませぬ。

4ページ、5ページをお願いいたします。

まず、歳入でございませぬが、予算現額41億9,844万9千円に対し、収入済額は41億9,105万4,642円となっております。

歳出でございませぬが、支出済額は40億4,240万4,893円となっております。

収入済額と支出済額との差額 1億4,864万9,749円は、翌年度へ繰越すものでございませぬ。

6ページ、7ページをお願いいたします。歳入の主なものをご説明いたします。

1款・分担金及び負担金につきましては市町村からの事務費負担金でございませぬ。

2款・国庫補助金のうち、主なものは保険料軽減等のための財源となる、高齢者医療制度円滑臨時特例交付金36億3,240万円余でございませぬ。

4款・財産収入は、臨時特例基金積立金の預金利子でございませぬ。

6款・繰入金5,900万円余は、財政調整基金等からの繰入金でございませぬ。

7款・繰越金1億2,925万円余は、前年度決算剰余金でございませぬ。

歳出につきましては、12ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

13ページの備考欄をお願いいたします。

1款1項1目・議会費でございます。市町村議会から選出されている議員さんの報酬及び議会開催のための会場使用料等が主なものでございます。

2款・総務費、1項1目・一般管理費でございます。

1番目の職員給与関係費で、2億8,337万円余を支出しております。

4番目の財務・会計・財産管理関係費の主なものでございますが、財務会計システムの賃借料等1,544万円余を支出しております。

5番目の広報関係費では、コールセンター運営委託料等として2,891万円余を支出しております。

6番目の基金関係費36億9,033万円余は、保険料軽減分等の国庫補助金を、臨時特例基金へ積み立てたものでございます。

2款2項1目・選挙管理委員会費は、選挙管理委員への報酬及び費用弁償でございます。

同じく3項・監査委員費は、監査委員への報酬及び費用弁償でございます。

16ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額41億9,105万5千円、歳出総額40億4,240万5千円であり、差し引き1億4,865万円は翌年度への繰越となっております。

以上、平成22年度の一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

引き続き、平成22年度、特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、ただいまの決算書の17ページをお願いいたします。

議案第8号「平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」でございます。

地方自治法の規定により、後期高齢者医療特別会計の決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付し、あわせて主要な施策の成果を説明する書類等を提出するものでございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

歳入でございますが、予算現額5,958億4,027万1千円に対し、収入済額は5,974億5,854万731円となっております。

歳出でございますが支出済額は5,892億8,844万471円となっております。

収入済額と支出済額との差額、81億7,010万260円は、翌年度へ繰越すものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。歳入の主なものをご説明いたします。

1款・分担金及び負担金978億4,539万円余は、市町村からの保険料、療養給付費、事務費の負担金でございます。

2款・国庫支出金1項・国庫負担金、1,410億3,268万円余は、療養給付費

と高額医療費の国の負担分でございます。

2項・国庫補助金の482億8,939万円余は、国の調整交付金が主なものでございます。

3款・県負担金483億2,063万円余は、療養給付費と高額医療費の県の負担分でございます。

5款・支払基金交付金2,418億6,190万円余は、現役世代からの支援金でございます。

9款・繰入金35億8,662万円余は、臨時特例基金からの繰入金が主なものでございます。

10款・繰越金127億3,719万円余は、前年度決算剰余金でございます。

11款・諸収入5億5,474万円余は、預金利子と、第三者行為による納付金が主なものでございます。

歳出につきましては、30ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

31ページの備考欄をお願いいたします。

1款1項1目・一般管理費の支出済額は、47億3,036万円余でございます。

主な経費は、広報等に関する市町村関係補助費で1億3,704万円余、レセプト点検関係費で1億7,321万円余、その他保険給付関係費で38億8,929万円余、電算関係費で2億9,829万円余を支出しております。

2款・保険給付費は、5,832億5,170万円余を支出しておりまして、特別会計決算額の98.9%を占めております。

30ページから33ページにわたりますけれども、それぞれ、療養諸費、高額療養費、その他医療給付費を支出しております。

3款・財政安定化基金拠出金8億9,606万円余は、国、県、広域連合が3分の1ずつ負担するものでございます。

5款・保健事業費3億480万円余は、健康診査実施に伴う経費が主なものでございます。

36ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5,974億5,854万円、歳出総額5,892億8,844万円であり、差し引き81億7,010万円は翌年度への繰越となっております。

以上、平成22年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

議長（曾宮 良壽）監査委員から報告を求めます。有村監査委員。

代表監査委員（有村 康博）監査委員の有村でございます。監査報告を行います。

去る6月28日に当広域連合の会議室におきまして、武末監査委員と共に、平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について監査を実施いたしました。

監査にあたっては、広域連合長から提出されました一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係諸帳簿及び証拠書類の検討と、併せて関係職員から内容を聴取いたしました。

監査の結果、平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び関係書類は関係法令等に基づいて整備され、適正に作成されていると認められました。詳細は、別添の審査意見書をご参照いただきたいと思います。

今後も適正な執行管理に努められ、事務の効率化と適正な保険財政の運営を要望し、監査報告といたします。

以上でございます。

議長(曾宮 良壽)議案第7号から議案第8号までについて質疑及び討論の通告はございませんでした。

これより議案ごとに採決を行います。

まず、日程第12、議案第7号「平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」についてお諮りします。

本件について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(曾宮 良壽)異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に日程第13、議案第8号「平成22年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」についてお諮りします。

本件について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶものあり)

議長(曾宮 良壽)異議ありとの発言がっておりますので、起立により採決を行います。

本件について、原案のとおり認定することに賛成の議員のみなさんをご起立をお願いいたします。

(賛成多数)

議長(曾宮 良壽)ありがとうございました。ご着席ください。

賛成多数であります。よって本件は原案のとおり認定されました。

日程第14 同意第1号 副広域連合長の選任について

議長(曾宮 良壽)次に日程第14、同意第1号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。榎原広域連合長。

広域連合長(榎原 利則)同意第1号「副広域連合長の選任について」、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年第2回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会議案(その2)の1ページをご覧くださいと思います。

同意第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、副広域連合長の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

南里辰己氏は、現志免町長であり、また、福岡県町村会の会長でもございます。

副広域連合長として、適任者と存じます。なにとぞ、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(曾宮 良壽)同意第1号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案に同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(曾宮 良壽)異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第15 同意第2号 監査委員の選任について

同意第3号 監査委員の選任について

議長(曾宮 良壽)次に日程第15、同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。榎原広域連合長。

広域連合長(榎原 利則)同意第2号、監査委員(識見)の選任の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、監査委員のうち「人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政経営に関し優れた識見を有する者」の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

岩本隆志氏は、税理士であり、また、現宗像市監査委員でございます。

監査委員として、適任者と存じます。

なにとぞ、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(曾宮 良壽)同意第2号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案に同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(曾宮 良壽)異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に日程第15、同意第3号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、34番、新川久三議員の退席を求めるところであります。本日、新川議員は、欠席されておりますので、報告いたします。

提案理由の説明を求めます。榎原広域連合長。

広域連合長（榎原 利則）同意第3号、監査委員（議選）の選任についての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、監査委員のうち広域連合議員から選任する者について、議会の同意を求めるところでございます。

新川久三議員は、現築上町長であり、監査委員として、適任者と存じます。

なにとぞ、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（曾宮 良壽）同意第3号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

お諮りします。

本件について、原案に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（曾宮 良壽）異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第16 請願第2号 後期高齢者医療制度に関する請願

議長（曾宮 良壽）次に、日程第16「請願第2号後期高齢者医療制度に関する請願」を議題といたします。

紹介議員に、請願の趣旨の説明を求めます。3番、柳井誠議員。

3番（柳井 誠）それでは、紹介議員の私から主旨と項目についての簡単な説明をさせていただきます。保険料の負担が大変重く、また、短期保険証の発行も全国に他に例を見ないほどの高い状況になっている現状を踏まえた請願でございます。

請願項目は、高すぎる保険料を引き下げること。平成22年4月1日現在の福岡県の被保険者1人当たりの平均保険料額は75,401円、全国で5番目に高い保険料です。全国平均が63,300円に対し、1.2倍の保険料です。保険料率では平成22・23年度の福岡県の均等割が52,213円で全国一、所得割が9.87%で全国2番目。平成20年度の滞納者数13,503人は平成22年度には16,609人に増加し、この増加は3,106人、23%の増加となっております。被保険者数に対する滞納者数の割合は平成20年度2.55%から平成22年度3.01%に増加しています。高い保険料が重い負担になっている現状を早急に改善すべきという請願であります。

また、短期保険証の発行をやめることについては、平成22年11月1日現在の短期被保険者証の交付状況は4,788件で、同年8月1日現在の5,522件から734件減少しましたが、依然として大阪の5,806件、これは平成22年8月1日現在に

次いで多い交付状況です。短期保険証の交付が高すぎる保険料に原因があることは明らかで、払える保険料への改善とともに短期保険証の発行をただちに中止していただきたいという請願でございます。

どうぞ審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

議長（曾宮 良壽）本請願に対する執行部の参考意見を求めます。浅田事務局次長。

事務局次長（浅田 俊一）後期高齢者医療制度に関する請願主旨といたしまして、高すぎる保険料を引き下げることなど2項目が出されておりますが、この請願項目に対する執行部の考え方について、お手元に配付させていただいております資料に基づき、簡潔に説明させていただきます。

まず、請願項目（１）「高すぎる保険料を引き下げること。」についてでございます。

後期高齢者医療制度では、医療給付費の約1割を保険料で賄うことになっております。平成22・23年度の保険料は医療給付の増加により約13%の増加が見込まれていました。このため、前年度からの剰余金や財政安定化基金を活用することにより、約97億円を投入して1人あたりの保険料の上昇を4.94%に抑制したところでございます。

また、医療給付費の上昇抑制のため、健診や健康づくりための取り組みを進めると共に、国に対しては、全国協議会を通じて必要な要望を行っているところでございます。

次に（２）「短期保険証の発行をやめること。」についてでございます。

短期被保険者証の交付につきましては、各市町村において保険料滞納者と接触機会を増やし、納付相談などきめ細やかな対応を重ねることが必要であることから、昨年8月に被保険者証一斉更新に合わせて、その運用を開始したところでございます。

その後の各市町村における短期被保険者証交付の機会を捉えた納付相談などの結果、短期被保険証の交付率が1%から0.5%へ減少すると共に、保険料収納率も98.8%から99.0%に改善しております。

なお、交付基準では滞納額が調定額の10分の3を超える方を交付対象者としておりますが、一定の条件に該当する方は市町村の判断で対象者から除外することとしております。

今後とも、公平公正な制度の運用と健全な財政運営の実現に向けて努力してまいります。

議長（曾宮 良壽）本件について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

お諮りします。

本件について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成少数）

議長（曾宮 良壽）ありがとうございました。ご着席ください。

起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定をいたしました。

閉会（15時15分）

議長（曾宮 良壽）お諮りします。

本定例会において可決された各案件については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについて、会議規則第39条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（曾宮 良壽）異議なしと認めます。よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理については、議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、議事日程は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成23年第2回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長 曾宮 良壽

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員 戸町 武弘

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員 三浦 正